



金 沢 市 公 報

第 3 0 8 9 号 の 2

令和4年(2022年)10月3日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 公 告	
● 告 示		○ 予防接種を行う期間の変更について (新型コロナワクチン接種推進室)	5
○ 地方自治法の規定に基づく指定納付受託者の 指定について (観光政策課)	1	○ 土地区画整理組合の理事の就任について (市街地再生課)	5
○ 長町観光駐車場等の使用料の徴収事務の委託 について (")	1	○ 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	6
○ 介護保険法の規定による事業者の指定につい て (介護保険課)	2	○ 金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局)	6
○ 市道の路線の認定について (道路管理課)	2	● 教育委員会告示	
○ 市道の路線の廃止について (")	3	○ 昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小 学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)	6
○ 市道の路線の変更について (")	3	○ 昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中 学校生徒通学区域)の一部改正について (")	6
○ 市道の区域の決定について (")	3		
○ 市道の区域の変更について (")	4		
○ 道路の供用の開始について (")	4		
○ 専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指 定について (")	5		

告 示

●金沢市告示第259号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
アマノマネジメントサービス株式会社	神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号	令和4年10月1日

- 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入
長町観光駐車場、近江町観光バス駐車場、東山観光バス駐車場、東山北観光駐車場及びにし茶屋観光駐車場の使用料
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

●金沢市告示第260号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により長町観光駐車場等の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益社団法人金沢市シルバー人材センター 理事長 林 充男	金沢市二口町二24番地 5

2 委託した事務

長町観光駐車場、近江町観光バス駐車場、東山観光駐車場、東山河畔観光駐車場、東山観光バス駐車場、東山北観光駐車場及びにし茶屋観光駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

●金沢市告示第261号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の規定により指定地域密着型サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790101313	デイサービス LIVE A LIVE	金沢市福久1丁目114番地	G I V E 合同会社	令和4年9月1日	地域密着型通所介護

●金沢市告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年10月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3113	安 原 13号	打 木 町 東 2008番 先から	
	安原工業団地線 30号	打 木 町 東 2009番 先まで	
3113	安 原 13号	打 木 町 東 2005番 先から	
	安原工業団地線 31号	打 木 町 東 2005番 先まで	
3716	鞍 月 16号	御 供 田 町 二 50番 6先から	
	御 供 田 町 線 29号	御 供 田 町 八 71番 1先まで	
4113	米 丸 13号	入 江 3 丁目 153番 17先から	
	入江3丁目線 11号	入 江 3 丁目 153番 36先まで	
4113	米 丸 13号	入 江 3 丁目 153番 30先から	
	入江3丁目線 12号	入 江 3 丁目 153番 25先まで	
4113	米 丸 13号	入 江 3 丁目 153番 12先から	
	入江3丁目線 13号	入 江 3 丁目 153番 39先まで	
4113	米 丸 13号	入 江 3 丁目 153番 41先から	
	入江3丁目線 14号	入 江 3 丁目 153番 43先まで	
4113	米 丸 13号	入 江 3 丁目 153番 19先から	
	入江3丁目線 15号	入 江 3 丁目 153番 22先まで	
4113	米 丸 13号	入 江 3 丁目 153番 28先から	
	入江3丁目線 16号	入 江 3 丁目 153番 33先まで	

4113	米 丸 13号	入 江 3 丁 目	153番 14先から
	入 江 3 丁目線 17号	入 江 3 丁 目	153番 11先まで
4425	小 坂 25号	千 田 町 へ	10番 1先から
	千 田 町 線 11号	千 田 町 ホ	71番 1先まで
4425	小 坂 25号	千 田 町 ハ	7番 1先から
	千 田 町 線 12号	千 田 町 ハ	17番 1先まで

●金沢市告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年10月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
4425	小 坂 25号	千 田 町 へ 10番 1先から	
	千 田 町 線 10号	千 田 町 口 19番 1先まで	

●金沢市告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年10月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1317	旧	小立野2丁目線 7号	小 立 野 2 丁 目 122番 1先から	
			小 立 野 2 丁 目 1200番 1先まで	
	新		小 立 野 2 丁 目 122番 1先から	
			小 立 野 2 丁 目 1176番 1先まで	
4113	旧	米 丸 13号 入江3丁目線 1号	入 江 3 丁 目 230番 先から	
			入 江 3 丁 目 139番 先まで	
	新		入 江 3 丁 目 153番 31先から	
			入 江 3 丁 目 139番 先まで	

●金沢市告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年10月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	小立野2丁目線7号	4.0 ~ 6.5	501
一般市道	安原13号安原工業団地線30号	8.0	131
一般市道	安原13号安原工業団地線31号	8.0	122
一般市道	鞍月16号御供田町線29号	5.6 ~ 8.9	45

一般市道	米丸13号入江3丁目線1号	6.0 ~ 7.2	354
一般市道	米丸13号入江3丁目線11号	6.0	57
一般市道	米丸13号入江3丁目線12号	6.0	49
一般市道	米丸13号入江3丁目線13号	6.0	124
一般市道	米丸13号入江3丁目線14号	6.0	44
一般市道	米丸13号入江3丁目線15号	3.0	24
一般市道	米丸13号入江3丁目線16号	3.0	28
一般市道	米丸13号入江3丁目線17号	3.0	24
一般市道	小坂25号千田町線11号	4.8 ~ 8.8	164
一般市道	小坂25号千田町線12号	5.7 ~ 6.0	159

●金沢市告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年10月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1級幹線	1級幹線58号 大浦・百坂線	千田町へ10番1先から	旧	4.8~8.8	1,231.0
		千田町ハ7番1先まで	新	6.0	730.0
一般市道	安原1号 打木町線	打木町東2009番先から	旧	8.0	465.0
		打木町東2001番先まで	新	16.0~17.0	465.0

●金沢市告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年10月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

路線名	区 間	供用開始日
1級幹線58号 大浦・百坂線	千田町へ10番1先から	令和4年10月3日
	千田町ハ7番1先まで	
小立野2丁目線7号	小立野2丁目122番1先から	令和4年10月3日
	小立野2丁目1176番1先まで	
安原1号 打木町線	打木町東2009番先から	令和4年10月3日
	打木町東2001番先まで	
安原13号 安原工業団地線30号	打木町東2008番先から	令和4年10月3日
	打木町東2009番先まで	
安原13号 安原工業団地線31号	打木町東2005番先から	令和4年10月3日
	打木町東2005番先まで	
鞍月16号 御供田町線29号	御供田町ニ50番6先から	令和4年10月3日
	御供田町ハ71番1先まで	
米丸13号 入江3丁目線1号	入江3丁目153番31先から	令和4年10月3日
	入江3丁目139番先まで	

米丸13号 入江3丁目線11号	入江3丁目 入江3丁目	153番17先から 153番36先まで	令和4年10月3日
米丸13号 入江3丁目線12号	入江3丁目 入江3丁目	153番30先から 153番25先まで	令和4年10月3日
米丸13号 入江3丁目線13号	入江3丁目 入江3丁目	153番12先から 153番39先まで	令和4年10月3日
米丸13号 入江3丁目線14号	入江3丁目 入江3丁目	153番41先から 153番43先まで	令和4年10月3日
米丸13号 入江3丁目線15号	入江3丁目 入江3丁目	153番19先から 153番22先まで	令和4年10月3日
米丸13号 入江3丁目線16号	入江3丁目 入江3丁目	153番28先から 153番33先まで	令和4年10月3日
米丸13号 入江3丁目線17号	入江3丁目 入江3丁目	153番14先から 153番11先まで	令和4年10月3日
小坂25号 千田町線11号	千田町 千田町	10番1先から 71番1先まで	令和4年10月3日
小坂25号 千田町線12号	千田町 千田町	7番1先から 17番1先まで	令和4年10月3日

●金沢市告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

- 指定する道路の路線名
米丸13号入江3丁目線15号
米丸13号入江3丁目線16号
米丸13号入江3丁目線17号
- 指定する期日
令和4年10月3日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種について、予防接種を行う期間の変更があったので、次のとおり公告します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

予防接種の種類	予防接種を行う期間		変更年月日
	変更前	変更後	
新型コロナウイルス感染症	令和3年2月17日から令和4年9月30日まで	令和3年2月17日から令和5年3月31日まで	令和4年9月20日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

金沢市南新保土地区画整理組合

就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
袋 雅俊	金沢市大友1丁目153番地	令和4年8月16日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市城南2丁目611番1及び611番17から611番21まで	金沢市高尾台2丁目1番地 株式会社ヒールリンク 代表取締役 風 清美	道路 金沢市城南2丁目611番1

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和4年10月3日

金沢市長 村 山 卓

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第4号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から効力を有するものとします。

令和4年10月3日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表田上小学校の項を次のように改める。

田上小学校	田上町（リ53番地1、リ54番地～リ56番地、リ301番地、ヌ1番地1、ヌ1番地4～ヌ1番地5、ヌ49番地2、ヌ49番地4、ヌ51番地～ヌ54番地、ヌ64番地1、ヌ64番地4、ヌ65番地1、ヌ68番地1、ヌ73番地1、ヌ75番地～ヌ94番地、ヲ76番地1、ヲ76番地10、レ203番地、ラ、ウ、フ30番地、ユを除く。）、田上1丁目、田上2丁目、田上新町、田上の里1丁目、田上の里2丁目、田上さくら1丁目、田上さくら2丁目、田上さくら3丁目（106番～107番、114番～123番、137番～139番を除く。）、もりの里1丁目（42番～48番に限る。）、角間町
-------	---

表田上小学校の項の次に次のように加える。

朝霧台小学校	田上町（レ203番地、ラ、ウ、ユに限る。）、田上本町（元銚子ロソ41番地5～6、元銚子ロソ41番地8、元銚子ロソ41番地10～11を除く。）、田上本町1丁目、田上本町2丁目、田上本町3丁目、田上本町4丁目、朝霧台1丁目、朝霧台2丁目、太陽が丘2丁目（248番地～252番地を除く。）、太陽が丘3丁目、俵町、中山町、戸室新保、戸室別所、小豆沢町、湯谷原町
--------	--

●金沢市教育委員会告示第5号

昭和56年教育委員会告示第6号（金沢市立中学校生徒通学区）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から効力を有するものとします。

令和4年10月3日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表中紫錦台中学校の項から高岡中学校までの項を次のように改める。

紫錦台中学校	小立野小学校通学町、南小立野小学校通学町（上野本町、笠舞1丁目、小立野3丁目、館町、館山町、土清水町、土清水1丁目、土清水2丁目、土清水3丁目、三口新町1丁目、三口新町3丁目、笠舞町、田上本町に限る。）
兼六中学校	兼六小学校通学町、田上小学校通学町、朝霧台小学校通学町、杜の里小学校通学町
長町中学校	中央小学校通学町、明成小学校通学町、馬場小学校通学町
高岡中学校	米丸小学校通学町、新神田小学校通学町

令和4年(2022年)10月3日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄